

生活福祉資金貸付制度の特例貸付に係る償還免除の要件緩和等
に関する意見書（案）

生活福祉資金貸付制度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年3月から緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付が行われてきた。令和4年10月31日時点で、都内の貸付実績は約66万件、約2,544億円に上っている一方、償還免除決定実績は約12万件、約425億円にとどまっている。

償還免除の対象は住民税が非課税であることなど要件が厳しく、対象とならなくても生活に困窮している借受人が多数存在する。新型コロナウイルスの感染拡大の収束が見通せない上に、物価高騰が長期化している状況において、このような借受人の生活再建を支援する必要がある。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 生活福祉資金貸付制度の特例貸付に係る償還免除の要件を適正に緩和すること。
- 2 社会福祉協議会、福祉事務所及び自立相談支援機関における相談支援体制を抜本的に強化するため、早急に財政措置を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月 日

東京都議会議長 三宅 しげき

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} 宛て